

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障がい者福祉システム関連ファイル
行政機関等の名称	吹田市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障がい福祉室
個人情報ファイルの利用目的	障がい福祉に係る事務の執行のため、障がい者福祉システムの各種ファイルを利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5保護者氏名、6申請年月日、7申請種別、8申請理由、9決定年月日、10手帳番号、11総合等級、12代表障害、13手帳障害名、14交付年月日、15手帳受領日、その他障がい福祉に係る制度の運用に必要な項目
記録範囲	障がい者手帳を所持する者、障がい福祉サービスを受給する者、その他障がい福祉に係る制度を利用する者
記録情報の収集方法	本人からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	請求書提出先 (名 称) 吹田市市民部市民総務室 (情報公開担当) (所在地) 〒564-8550 吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(条例での規定なし)	
備 考	新規届出日：令和5年(2023年)4月1日	